

兵庫津ミュージアム施設活用PR動画制作及びSNS活用来館促進業務 委託仕様書

1 業務の名称

兵庫津ミュージアム施設活用PR用の動画制作及びSNS活用来館促進業務
(以下「本業務」という。)

2 概要

本県の多様な地域資源の魅力を内外に発信する拠点施設である「兵庫県立兵庫津ミュージアム」について、旅行代理店や地域資源を活用する地域団体等に対して、教育旅行や活動の場として兵庫津ミュージアムを活用してもらえるよう、施設をPRする動画を制作する。

あわせて、SNSを活用して、一般の方を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館を広く促す取組を実施する。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月25日まで

4 委託料（上限）

金1,298千円（消費税及び地方消費税含む）

5 事業構成

本業務は、動画制作を目的とする「施設活用PR動画制作」と、事業期間を通じて行う「SNS活用来館促進」の2事業により構成する。

6 業務の内容

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ・受託者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画、スケジュール、実施体制等）を策定すること。
- ・**ターゲットは、主に若年・ファミリー層とする。**ターゲット層に対し、兵庫津ミュージアムの魅力や活用方法をどのように発信し、活用や来館の関心・意欲を高められるか、情報発信の手段、配信媒体、達成可能な目標値を提案すること。

(2) 施設活用PR動画制作

<p>動画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の制作にあたっては、①～③の内容を踏まえるものとする。 ① 兵庫津ミュージアムの概要が分かる動画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の概要を紹介するプロモーション動画 ・教育旅行や活動の場として活用したいという興味・ニーズを引き出すためのコンテンツとして制作 ② 兵庫津ミュージアムの各施設を紹介する動画 <ul style="list-style-type: none"> ・研修室やイベント広場などの各施設について具体的な利用方法や楽しみ方を紹介するプロモーション動画 ・兵庫津ミュージアムにおいて県が開催するイベントも実例として撮影や活用することも可 <p>[対象施設]</p> <p>ア ひょうごはじまり館 エントランス、ダイナミックシアター、ひょうご発見広場、常設展示室、企画展示室、ライブラリー、研修室</p> <p>イ 初代県庁館 長屋門、初代県庁舎、庭、旧船見番小屋、取次役所、旧同心屋敷、仮牢、イベント広場</p> ③ 各施設の利用規約・料金等を説明する動画 <ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたっての申込み手続きや利用料金等を説明する簡易な動画
<p>制作する動画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画の本数や時間については独自提案とする。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制作する動画は、音声がなくとも内容が伝わるようにすること。字幕を入れる場合には、必要に応じて日本語と英語を併記すること。 ・50インチ程度の大型モニターでの再生も想定した解像度（4K もしくはFHD）を確保すること。 ・県が著作権を有する映像・画像については無償での使用を認める。その他、既存の映像を利用する場合や、新たに撮影する場合の交渉や調整は受注者が行うものとし、取材先への謝金等の必要な経費は本事業に含むものとする。 ・本業務により制作される成果品の所有権、著作権は県に帰属する。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、県は、本業務の成果品等を利用するために必要

	<p>な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の内容は、事前に県と調整の上で決定するものとする。
--	--

(3) SNS活用による来館促進

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広く一般の方を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館や利用を促す仕掛けとして、イベント等を開催の上、既存のSNSを活用してその情報を発信するものとする。 ・(2)で制作した動画と連携した取組とすることも可能。 ・利用媒体としてはX(旧:Twitter)やInstagram等を想定しているが、最適と考えられる媒体(複数の媒体の組み合わせも可)を選定の上、その媒体選定の理由や、年齢層、ジャンル等の来館を促すターゲット設定も明確にすること。 <p>[取組例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴をいかした撮影会等のイベントを兵庫津ミュージアムで開催した上、SNSで発信する。 <p>※提案はこの例に縛られるものではない。</p>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務期間の通期とするが、具体的な時期・回数等は自由提案とする。
実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組の実施効果について、その効果を測定・分析し、報告すること。効果の目標値や効果測定の手法は自由提案とする。

7 実績報告

- ・受託者は事業終了後、速やかに事業の成果をまとめた報告書を県へ提出すること。また、成果品はデータにて納品すること。
- ・契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業実施成果や総事業費について実績報告書を作成し、県に2セット(紙媒体及びデータ)提出すること。

8 その他の留意事項

(1) 実施体制

- ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ウ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」

という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(2) 秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(5) その他

ア 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に全て含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。

イ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

ウ 災害等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等

を変更できるものとする。

エ 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、県と連絡を取りその指示に従うこと。

オ 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

カ 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。

キ 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。

ク 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

ケ 事故・損害等のリスクについては、第一義的には受託者において対応すること。

施設に関する基本事項

1 兵庫県立兵庫津ミュージアム概要

区 分	兵庫県立兵庫津ミュージアム	
	復元施設：初代県庁館	展示施設：ひょうごはじまり館
開館時期	令和3年11月3日	令和4年11月23日
規模等	延床面積：498 m ² （平屋建）	延床面積：4,029 m ² （地上4階建）
整備方針 ・内容	現存する絵図等に基づき時代考証を行い、歴史空間を体感する施設として復元。 復元を基本に、その範囲内で一部活用できるよう、利便性も確保。	歴史ミュージアム機能をもった県のPR施設として整備。千年の歴史を誇る港兵庫津の歴史、独自の過程を辿った県成立の歴史、変化・多様性に富む兵庫五国を展示。

2 初代県庁館

敷地面積	1.923 m ²		
建物面積	建築面積 597.2 m ² 、延床面積 498.5 m ² （合計）		
構造/階数	鉄骨造 又は 木造 / 平屋建		
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する絵図等に基づき時代考証を行い、歴史空間を体感する施設として復元。 ・復元を基本に、その範囲内で一部活用できるように、利便性も確保。 		
諸室構成	建物	構造・面積	利用方法・設置備品等
	初代県庁舎 （復元施設）	鉄骨・178.93 m ²	見学・体験施設（MRによるバーチャル歴史体験、お白州・庭園見学）
	仮牢 （復元施設）	木造・16.56 m ²	見学・体験施設（仮牢体験）
	番小屋	木造・5.82 m ²	分電盤の設置スペースとして活用
	旧同心屋敷1 （復元施設）	木造・49.81 m ²	見学施設、貸し部屋としても活用
	旧同心屋敷2	木造・49.69 m ²	倉庫として活用
	取次役所	鉄骨・99.59 m ²	カフェとして営業
	旧船見番小屋	木造・68.99 m ²	飲食・休憩スペース
	長屋門	木造・23.29 m ²	受付、ボランティア控え室
	腰掛	木造・5.82 m ²	休憩スペース
	合計	498.50 m ²	

3 ひょうごはじまり館

部門	部屋名	面積	利用方法
展 示	常設展示室(1F)※	427 m ²	常設展示スペース【有料ゾーン】
	企画展示室(2F)	141 m ²	入替展示スペース【有料ゾーン】
	特別展示室(2F)	192 m ²	入替展示スペース(文化財対応)【有料ゾーン】
	ダイナミックシアター (1F)	236 m ²	無料シアター
	展示準備室	129 m ²	展示入替作業スペース
	仮置き・荷解場	91 m ²	展示品搬入スペース
	収蔵庫	84 m ²	特別収蔵仕様(特別空調等)
	小計	1,300 m ²	
体 験 ・ 交 流	エントランス(1F)	347 m ²	インフォメーション、マップギャラリー
	ひょうご発見広場(1F)		兵庫五国の魅力に関する展示・ハンズオン
	ライブラリー(2F)	259 m ²	情報機能、図書、休憩スペース
	研修室(1F)	386 m ²	200名収納規模(パーティションにより2室分離可)
	ボランティアスタッフ控室	32 m ²	
	小計	1,024 m ²	
管 理 ・ 共 用	機械室・電気室	518 m ²	
	観覧テラス(2F)	44 m ²	左記以外に屋外テラス126 m ² あり
	トイレ	183 m ²	来館者用
	管理・共用スペース	991 m ²	事務室、廊下、ホール等
	小計	1,741 m ²	
合計		4,029 m ²	

※(1F)等の階数標記施設が一般観覧・利用施設